

平成27年 教育委員会第3回定例会 会議録

日 時 平成27年2月24日（火）

午後3時00分～午後4時29分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第11号』平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

第 2 協議

【文化スポーツ課】

- (1) 千代田区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
(2) 千代田区指定文化財の指定

【子ども総務課】

- (1) 平成27年度教育委員会事務局の組織について

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取
(2) 「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」に係る教育委員会の意見聴取
(3) 平成26年度各学校・園 卒業・卒園式 出席者名簿(案)
(4) 平成27年第1回区議会定例会報告

【子ども支援課】

- (1) 厚生労働省内事務所内保育所の開所

【指導課】

- (1) 千代田区中等教育の在り方検討会報告書(案)
(2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告(1月)

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
(2) 広報千代田(3月5日号)掲載事項

出席委員(4名)

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員(11名)

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	北村 雅克
子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二
図書・文化振興担当課長	柳 晃一

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

参事（子ども健康担当）	田中 敦子
-------------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>ただいまから平成27年教育委員会第3回定例会を開会します。</p> <p>本日、田中参事は公務のため欠席いたします。また、高橋子ども・教育部長及び大矢次世代育成担当部長は、他の会議に出席のため遅参いたします。</p> <p>今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。</p>
中川委員	はい。

◎日程第1 議案

子ども総務課

（1）『議案第11号』平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

近藤委員長	<p>日程第1、議案に入ります。</p> <p>議案第11号、平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、子ども総務課長より説明を願います。</p>
子ども総務課長	<p>それでは、議案第11号、平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書でございます。</p>

こちらにつきましては、前回の委員会におきまして、ご協議いただきました。誤字等の記載の形式上の誤りを修正させていただいた以外、内容につきましては、前回の協議時から変更ございませんので、説明は省略させていただきます。

今回ご議決いただければ、こちらの内容、法律の規定に従いまして、公表、それから議会への報告の手続をとりたいと思います。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

特に前回と内容は、変わりはないということ。前回いろいろ議論いただいた中で、それぞれ委員のほうから、26ページ以降ですか、有識者の意見が記載されたものがありますが、その有識者の方々の意見を正面から受けとめて、これは32ページ以降ですかね、取り組みの方向性が書かれて、内容的に大変すばらしいのではないかというご意見があったことを記憶しております。

特にいかがでしょうか。ご意見等ございますか。

どうぞ。

中川委員

私が見過ごしたのかもしれないのですが、13ページですけど、課題のところで「就学前児童が利用する子ども発達センターでは、保護者の希望により就園・就学先に「就学（園）支援シート」を作成し」とあるのですが、保護者の希望なのでしょうか。

下の今後の方向性というのを見ますと、児童家庭支援センターから幼稚園や小学校と情報交換を行い、療育指導の技術や配慮について連携を図る必要がありますとなっているので、これは、保護者の希望ではなくて、これはもう、きちんと引き継ぎを行うということではないかと思ったんです。

児童・家庭支援センター所長

基本的な流れとしては引き継いでいくということですが、あくまでもご自分の情報を自分で管理するという、個人情報の考え方がありますので、「希望により」という言い方が適当でないとするならば、「保護者の意向を確認し」ということで、保護者がいいですよということで、確認した後、それぞれの就学先、就園先にデータをお送りするという形になります。

中川委員

そうしたら、そういうふうに、「希望により」ではないほうが適当かなと思います。

子ども総務課長

では、13ページの課題の欄、上から5行目、「又、就学前児童が利用する子ども発達センターでは、保護者の意向を確認し、就園・就学先に」というように変更させていただきますが、よろしいでしょうか。

(了 承)

近藤委員長

そのほかはよろしいですか。

(な し)

近藤委員長

それでは、先ほどの件は1件訂正ということで、訂正した新たなもので採決を諮りたいと思います。

議案第11号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第11号を決定することとします。

◎日程第2 協議

文化スポーツ課

(1) 千代田区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 千代田区指定文化財の指定

子ども総務課

(1) 平成27年度教育委員会事務局の組織について

近藤委員長

日程第2、協議に入ります。

全部で3件ございます。

最初に、千代田区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、図書・文化振興担当課長より説明を願います。

図書・文化振興担当課長

まず、1点目、千代田区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明を申し上げます。

改正の理由でございますけれども、資料にもございますように、千代田区立図書館付帯施設の利用手続の見直しに伴い、関連する規定の一部を改正する必要が出てまいりました。

改正の概要でございますけれども、千代田区立図書館付帯施設、具体的に申しますと、日比谷図書文化館にございます小ホール及び会議室の利用について、現在、申込受付開始日が、利用を希望する日の属する月の前月の1日からとなっておりましたが、余りにも近過ぎるということで、これを3カ月前の1日に改めるというものでございます。

施行の日につきましては、公布の日から施行とさせていただきたいと思っております。

どうぞ、ご協議のほど、よろしく願いいたします。

近藤委員長

いかがでしょうか。何かご質問ございますか。

利用者が利用しやすいようにという視点ですね。

特にないですか。

(な し)

近藤委員長

それでは、特にご意見、ご質問はないようです。この件については、改めて議案として提出し、決定することといたします。お願いします。

図書・文化振興担当課長

ありがとうございます。

近藤委員長

次に、千代田区指定文化財の指定について、図書・文化振興担当課長より説明を願います。

図書・文化振興担当課長

2点目の協議事項でございます。千代田区指定文化財の指定についてでございます。

資料にもございますように、本年2月9日に開催いたしました千代田区文

化財保護審議会におきまして、以下の2点につきまして、平成27年度の千代田区文化財として指定することが適当である旨の答申を受けたため、協議をお願いしたいというものでございます。

新規指定物件、今年度も2件ございまして、1点目が有形文化財（歴史史料）、旧道路台帳図面（麹町区・神田区）85点、附、道路台帳路線一覧図、こちら、麹町のもので1点ということと、もう1点が有形民俗文化財、筆塚でございます。

具体的には、資料をめぐっていただきましてご説明申し上げます。

有形文化財（歴史史料）、旧道路台帳図面（麹町区・神田区）85点、附、道路台帳路線一覧図（麹町）1点。年代につきましては、大正15年から昭和6年にかけて作られたものでございます。所在地は、千代田区役所でございます。

概要でございしますが、大正8年に公布され、翌9年、旧道路法が施行され、国道・都道府県・市町村道の道路管理が決定されたことにより、東京市では市道を管理する必要が生じたため、当時、東京市内には35区ございましたけども、35区について道路台帳を作成しております。当時は、今、千代田区となりましたけども、当時は麹町区と神田区というふうに分かれておりましたけども、麹町区と神田区を区画ごとに分けて作成した道路台帳平面図と、平面図の範囲を地図に区割りした道路台帳路線一覧図で構成されているものでございます。

これらの、旧道路台帳図面につきましては、区が持っている最も古い道路図面でございまして、震災復興及びその後の道路変革の激しい千代田区にとって、震災復興の都市計画を知る上で貴重な資料であるということで、今回指定の答申を受けたものでございます。

続きまして、有形民俗文化財、筆塚でございます。

こちらは、年代、嘉永5年、西暦で申しますと1852年に当たります。所在地は、千代田区の平河町にございます平河天満宮境内でございます。所有者は、平河天満宮でございます。

筆塚は寺社の境内に所在することが多く、その奉納目的は、おおむね2つに分けられます。1つが、古い筆の供養を目的とし、それに関連する記念行事のために奉納されたもの、もう一つが、筆親の使用した筆の供養、あるいは寺子屋や私塾の師匠を顕彰するために奉納されたものがございます。

こちらは、嘉永5年、この1852年というのは、菅原道真の950年忌に当たり、『武江年表』には、平河天満宮が、この2月25日から60日間、開帳を行ったことを記しているというものでございます。

本件は、菅原道真の950年忌を記念した開帳の際に奉納されたものであり、平河天満宮の氏子や学芸・技芸に携わる者にとって、950年忌という節目が重要視され、それにあわせて開帳行事や奉納行為が盛大に行われていたことを示す貴重な資料の一群として、今回指定に適切であるということで、答申を受けたものでございます。

近藤委員長

説明は、簡単ですが、以上でございます。

ありがとうございます。

説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。
特によろしいですか。

(な し)

近藤委員長

それでは、この件についても、改めて議案として提出し、決定することといたします。

次に、平成27年度教育委員会事務局の組織について、子ども総務課長より説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課からの協議事項、平成27年度教育委員会事務局の組織についてです。

本日、A3判の資料で、横のものをご用意していますので、こちらをご覧くださいと思います。

来年度の教育委員会事務局の組織につきましては、これまで何度かこちらでご協議いただきました。その際、考え方が多少変更するところがございましたので、ここで整理させていただきまして、現在のところ、こういった案で、次年度の組織について決定していきたいということについて本日協議をお願いしたいということで、資料を出してございます。

まず、変更点ですが、資料をご覧ください。

現行、「子ども・教育部」となっております、ここを、前回の案では「子ども共育部」に変わる予定でしたが、ここを「子ども部」という形に変更させていただきたいと考えております。

それから、「次世代育成担当部長」にかわりまして、「教育担当部長」を置くということにつきましては、前回のご説明のとおりでございます。

それから、先ほどの「子ども部」の名称変更に伴いまして、前回、現在の「子ども施設課」を「共育施設課」に名称変更するという案をご提示申し上げましたが、これは元の「子ども施設課」、現状のままでということに変更させていただきます。

それから、最後に、係になります、上から4つ目、子ども支援課の右側に出ております「子育て人材育成主査」、こちらを新たに設置するということとございます。こちらは、以前の案では「共育人事主査」、そういった名称でございましたが、「子ども共育部」を「子ども部」に変更したことに伴いまして、こちらにつきましては、「子育て人材育成主査」という名称に変更したいと考えております。

今回の組織改正における改正点につきましては、以上のような内容で、組織改正の規則変更案をこちらの委員会にご提示させていただきたいと考えているところでございます。

それから、前回、委員からご指摘がございました健康担当参事ですが、こちらについては、さらに保健福祉部との協議をしたいと思っておりますので、本日のところはまだ掲載していないところでございます。

近藤委員長

ご説明は以上です。

ありがとうございます。

これも3回目の協議になると思います。大分すっきりしたかなという感じ、それと、しっかりこの名称からイメージできるといいでしょうか、変に無理やりつくった日本語じゃない形で、大変わかりやすいなという気が正直するところです。

ご意見ありましたら、どうぞお願いいたします。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、この件についても、改めて議案として提出し、決定することとしたいと思います。お願いいたします。

先へ進んでまいります。

◎日程第3 その他

子ども総務課

- (1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取
- (2) 「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」に係る教育委員会の意見聴取
- (3) 平成26年度各学校・園 卒業・卒園式 出席者名簿(案)
- (4) 平成27年第1回区議会定例会報告

子ども支援課

- (1) 厚生労働省内事務所内保育所の開所

指導課

- (1) 千代田区中等教育の在り方検討会報告書(案)
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告(1月)

近藤委員長

日程第3、報告に入ります。

初めに、子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課からの報告事項、教育事務に関する議案に関する意見聴取です。

資料をご覧ください。

こちらの委員会で既にご説明しております千代田区立九段中等教育学校教育職員の配偶者同行休業に関する条例、それから、千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、区長のほうから意見照会がございましたので、これについて異議なしという回答をしたというご報告でございます。

条例の内容につきましてのご説明は省略させていただきたいと思います。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

ご意見といたしましうか、ご質問ありましたら、お願いいたします。

子ども総務課長 失礼しました。委員長、もう1件、説明が漏れておりました。申し訳ございません。

このクリップでとめてあるものをとっていただきますと、もう1件、教育事務に関する意見聴取ということで、千代田区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例ということで、こちらの意見照会についても、今回、報告事項ということにさせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。

こちらは、今回の地教行法の改正に伴いまして、教育長の身分が特別職に変わることに伴い、教育長についても報酬審議会の対象とするということを加えるものでございます。

こちらにつきましても、意見照会に対しては異議なしで回答したというご報告でございます。

説明が漏れて、申し訳ございませんでした。

以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。

ご質問ございますか。よろしいですか。

(な し)

近藤委員長 では、先へ進んでまいります。

どうぞ。

子ども総務課長 子ども総務課から2点目の報告事項、「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」に係る教育委員会の意見聴取ということで、こちらは議会からの意見聴取に対する回答でございます。

千代田区の教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例ということで、こちらの条例につきましても、意見照会に対して異議なしということで回答した旨を報告するものでございます。

条例の内容についてのご説明は、以前申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長 これもよろしいですね。

(な し)

近藤委員長 では、先へ進んでください。

子ども総務課長 子ども総務課からの報告事項、3番、平成26年度各学校・園、卒業・卒園式の出席者名簿についてでございます。

本年度の各学校、それから園の卒業式、卒園式の出席者名簿を本日資料としておつけしてございます。

委員の皆様にもそれぞれ分担して学校・園に行っていただく形になりますので、こちらの日程及び学校・園で、よろしく願いいたします。

もしご都合が悪いということで、変更等ございましたら、至急子ども総務課までご連絡いただきたいと思います。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長

それでは、ご覧いただき、どうしても都合が悪いときには、子ども総務課に申し出をしていただきたいと思います。

では、先へ進んでください。

子ども総務課長

子ども総務課から4番目の報告事項、平成27年第1回区議会定例会の報告でございます。

本日、資料は4点おつけしてございます。

まず初めに、縦書きのもの、千代田区議会定例会区長招集挨拶、こちらをご覧いただきたいと思います。

現在、平成27年の第1回千代田区議会定例会が開催されているところでございますが、こちらの区長招集挨拶、これに係る次世代、教育に関する内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、8ページ、こちらが次世代関係、教育関係についての区長招集挨拶の内容となっております。

次世代関係につきましては、従前からの保育園、学童クラブの待機児童ゼロを引き続き維持していくということで、努力していくということ、それから、民間保育士の処遇改善のための独自の支援を行う、そういった内容が記載されております。

それから、教育の関係ですが、現在、全国的には少子化傾向にあるわけですが、千代田区の場合は、今のところ、特に未就学児については人数が増えている傾向もございます。しかしながら、将来的には、やはり少子化は避けられないという状況であると我々は考えております。

その中で、現在の区立の小学校8校、中学校2校、中等教育学校1校、こちらの体制は子どもの数が減った状況においても堅持していきたいという、そういった区長の考えを示したところでございます。

これにつきましては、学校の設置、廃止、これは教育委員会の権限でございますので、区長といたしましては、来年度新たに設置されます総合教育会議、区長と教育委員の皆様がお話しする調整の場ということになっておりますが、こちらで、小規模校によるこれからの学校教育、そういったものについて議論していきたいという、そういったことを招集挨拶の中で述べているところでございます。

招集挨拶のご説明につきましては、以上です。

それから、次に、代表質問、一般質問の内容について、簡単にご説明いたします。

こちらにつきましては、資料2点つけてございます。

A4の横版のものと、それから縦版のものがございます。総括表というものの、これが全体の要約ですが、もう一つの「平成27年第1回区議会定例会教育委員会関係質問・答弁概要」という、縦のほうの資料でご説明させていただきます。

まず、自民党の桜井ただし議員からのご質問でございます。

こちらは、次世代育成施策全般についての質問でございました。

まず、今後の保育園と学童クラブの計画的な整備についてということですが、これについては、保育園は5年間で保育所の定員等561名の増、それから、学童クラブは5年間で303名の増を予定し、いずれも待機児童ゼロの維持に努めていきたいと答弁しているところでございます。

それから、在宅で子育てをしているご家庭への支援ということですが、これについては、特に在宅で子育てをしていらっしゃるご家庭の場合、子育てに対する不安、それから孤独感、そういったものが非常に問題であると思いますので、そういったものを軽減するために、保育園や児童館の幼児クラブにおいて、子育て支援や地域における保育の取り組みに関する情報提供を行っており、また、今後も地域における子育て支援関係者と子育て家庭とのネットワークの構築や連携に努めていきたいという答弁でございます。

それから、次のページに行きまして、保育士の確保ということでございます。

平成27年度より新たに子ども・子育ての新制度が始まりますが、全国的に始まりますこの制度の開始に伴いまして、保育士の不足ということが今言われてございます。その関係もございまして、保育士の処遇改善等、どういった考え方かという問いでございますが、区におきましては、今後、民間で働く正規職員の保育士1人あたりに、月額2万円を限度に給与分の上乗せ補助、また、民間で働く保育士の職場の環境改善費の補助をすることで、保育士の処遇改善を図り、優秀な保育士さんが定着していただくことにより、保育の質の向上に繋げていきたいという、そういった答弁でございます。

それから、質の高い教育・保育内容を実践できる保育士の育成ということで、こちら、平成27年度からは、「子どもたちのための就学前プログラム」の育成計画例を参考にしながら、区立・私立の各保育園に大学教授などの学識経験者を呼びまして、現場での実践的な研修の実施を予定していきたいと考えているところでございます。

また、要支援児童につきましては、「さくらキッズ」と連携して、子どもたちの発達状況を踏まえた育成計画の策定などを検討しているところということで、答弁したところでございます。

それから、次に、飯島和子議員からの質問でございます。

こちらは、子育てに対する経済的支援の拡充という質問でございました。

まず、こども医療費助成を国が早期に実施することへの働きかけということでございますが、千代田区では既に、都制度よりも1年早く、平成5年には区独自の乳幼児医療費助成制度を開始いたしまして、平成19年には中学生まで、また、平成23年には高校生相当年齢まで対象を拡大してきました。また、千代田区は23区において唯一、入院医療費に加え、通院による医療費も助成対象とするなど、子育て家庭を支援する重要な施策として、このこども医療費の助成については力を入れてきたということをご説明したところでございます。

次に、3ページ目に移りまして、第2子・第3子の保育料の減免について

ということでございますが、お子さんが2人あるいは3人以上いらっしゃるご家庭につきましては、第2子・第3子については、保育料の減免措置がございます。ただ、これは自治体によりまして、減免の仕方、考え方が若干違うところがございますが、千代田の場合は、第2子・第3子の免除という、個別の軽減策という形で考えていくのではなく、保育行政全般に係る支出と収入のバランスを勘案しながら、この第2子・第3子の減免も含めて、多くの保護者の負担軽減に努めていくという答弁をしたところでございます。

それから、次に、低所得者の方が利用できる病児保育のベビーシッター派遣費用の助成拡充についてですが、これは、今年の4月から始まります地域型保育の居宅訪問型保育事業、こちらを利用する場合には、認可保育所と同様の応能負担の保育料となりますので、低所得者の方は利用しやすいような形になります。そういった形での制度の構築を今進めているところでございます。

それから、次に、病児・病後児保育の派遣費用助成ということでございますが、特に認可を受けた居宅訪問型保育事業者の利用を進めていきまして、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、応能負担の形になっておりますので、所得が少ない方については負担額が少なくなってまいります。そういった形で保護者の方々の負担軽減を図っていききたいという答弁でございます。

次のページに参りまして、大串ひろやす議員からのご質問でございます。

子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例についてということで、こちらの条例は、前回の平成26年第4回区議会定例会におきまして議決されたものでございますが、改めてその理念と特徴等について問うというものでございました。こちらは、この委員会でもご説明させていただきましたが、保育園あるいは幼稚園、こども園といった施設、それから区立とか私立、あるいは認可とか認証、そういった差異にかかわらず、通っている子どもたちが等しく良好な環境で過ごせるように子育て環境を整備するということが、この本条例の趣旨であるということをご説明いたしました。

また、次世代育成支援計画についてということですが、こちらは次世代育成支援計画の中で、保育・教育の質の内容をどう示していくのかということで、これについては、計画の中において個別に質の向上につながる事業を掲載しているところですが、具体的には、先ほど申し上げました保育士の処遇改善支援、それから認可保育所や認証保育所等の補助項目の拡充とか、就学前教育推進に向けた公立・私立園の交流連携、こういったものを計画しておりまして、こういった中で保育の質の向上に努めていきたいという答弁をしたところでございます。

次に、小林たかや議員からは、ICT教育についてのご質問がございました。

まず、ICT機器を多数配置した区の方針ということですが、千代田区ではこれまでもブロードバンドスクール構想を初めといたしまして、計画的に

ICTの整備をしてきたわけですが、これは国の方針を踏まえつつ、区が主体的にICT教育を推進していくという、そういった趣旨で、現在はタブレットを配備するなど、ICT環境の整備に努めてきたという答弁をしているところでございます。

それから、ICTに関連いたしまして、教員の技能向上を図るための取り組みということでございますが、こちらにつきましては、情報教育主任会を中心とした研修、これによりまして、リーダーの育成等、さらに教育研究所における効果的な授業のあり方の研究、そういったことを行いまして、日常的なスキルアップに努めているということで答弁させていただいたところでございます。

それから、授業中のトラブル対応の仕方についてということでございますが、こちらもICTに関連するものでございます。ICT機器が授業中に不具合等を発生した場合に、どういった対応をするかということでございますが、ICT支援員が授業中に関わっている場合につきましては、この支援員の協力によりまして、このトラブル対応をしているところでございますが、千代田の場合、毎日ICT支援員がいるわけではございませんので、ICT支援員が関わっていない場合につきましても対応できるように、発生頻度の高いトラブルにつきましては、あらかじめ回避策を押さえた上で授業を進めていく。それから、さまざまに発生いたしますトラブル事例を類型化いたしまして、トラブルの未然防止を図るなどして、トラブル対応をしているという形で答弁したところでございます。

次のページに参りまして、ICT機器を自由に使える環境づくり、活用方法等についてということでございますが、区といたしましては、まず、教員の技能を向上させ、それから子どもにも正しい操作の仕方や情報モラルを身につけること、まずこれが最優先ということで、ICT機器を自由に使うということでは、まずは授業の中での活用、これが重要と考えているということで答弁したところでございます。

次に、高澤秀行議員からのご質問でございますが、こちらは、特にいじめ問題、それからICT教育、防災教育についての質問でございました。

まず、いじめ問題につきまして、教育委員会としていじめの現状を把握しているかということでございますが、これは、もちろん現状、いじめ等についての事案につきましては、この委員会で随時報告させていただいているということは、皆様ご存じのとおりだと思いますが、そういった内容の答弁をしているところでございます。

また、現実にいじめ問題が起こった場合の解決方法といたしましては、いじめの事実を把握した場合には、教職員で構成いたしますいじめ防止の組織が中心となりまして、当事者や関係者、また、第三者からの聞き取りを十分に行い、事実関係の確認を行って、解決を図っていき、解決に至らない場合、もしくは子どもの危険等、重大事態に至る場合には、各学校に設置しております健全育成サポートチーム、そちらからの専門的な助言を得たりし

て、解決に向けて対応していくという、そういった答弁でございます。

こちらの最後から3行目に、「議員ご指摘の事例については」とございますが、これははじめが発生した後、未解決のまま転校していったという事例がございましたので、それについての質問でございますが、こちらについての説明を若干しているところでございます。これについても、当委員会ではご報告しているところでございます。

次に、ICT教育についてでございますが、ICTのリスク回避ということで質問がございました。これは、子どもたちがインターネット等でさまざまなトラブルに巻き込まれるとか、そういったことについてどういった対応をするかということでございます。各校に配備いたしましたシステムでは、フィルタリングサーバーを設置しておりますので、ハード的に、教育上必要としないサービスであるSNS、ソーシャルネットワークサービスとかそういったところにはアクセスができないようになっておりますし、また、教師用のパソコンには、児童・生徒が使っておりますタブレットPCの画面が表示できるようになっておりますので、どういった画面を見ているかというのが、先生方にはわかるようになっております。そういった中で、作業状態を把握しながら授業を進めてまいりますので、そういった形でのハード的なリスク回避はできているという回答でございます。

それから、ハード面ではなく、ソフト面ということで、正しいICTの使い方についての教育、これは当然必要ですので、情報モラルに関する学習ソフトを使い、みずから危険を回避するような能力を養う授業を行っているほか、「親子で学ぶ情報モラル教室」、こちらを各校において実施しているということで答弁したところでございます。

次に、防災教育につきましては、各学校あるいは各園の取り組みとして、休み時間や登校時など、さまざまな場面を想定いたしまして、発災したときの行動の取り方を身につける避難訓練等を毎月計画的に実施いたしまして、状況に応じた適切な行動ができるよう指導しているということで答弁したところでございます。

また、3月に一斉に実施いたしますシェイクアウト訓練によりまして、地震から身を守る「3つの安全行動」を実践的に身につけさせているという内容の答弁になっております。

そのほかにも、「本所防災館」等の防災学習施設における体験学習、こういったものについてご説明したところでございます。

次に、もう1枚めくっていただきまして、8ページ目、木村正明議員のほうからは、教育環境の保全に係る条例についてということで、こちらは、特に、今現在、再開発の計画が進んでおります日本テレビの跡地ですが、そちらの再開発に関連いたしまして、教育環境の維持・保全をどういうふうに図っていくかという質問で、その中で、条例制定の必要があるのではないかとといったご質問がございました。これについては、条例を制定するまでもなく、現状、共育マスタープランの中におきましても、地域全体で教育環境の

向上を図っていくということがございますし、また、建築計画の早期周知条例におきましても、そういった事前に学校等施設についての配慮を求めているところがございますので、現状の制度の枠組みの中でも、良好な教育環境の維持・保全を確保していくことが可能だという答弁をしているところでございます。

最後に、岩佐りょう子議員のほうから、幾つか質問がございました。

まず、待機児童数の算出方法についての見直しということで、これは待機児童の定義について、さまざま意見が言われているところでございますが、特に特定園留保がかなり出ているということで、そういったものも含めた上で、待機児童の考え方をもう一度示すべきではないかという、そういったご質問でございます。今現在、区といたしましては、保育園を選ばなければ、一定の区域の中でどこかの園に入れるよう、施設の誘致、整備を進めているという状況でございますが、千代田区の場合、用地条件が非常に厳しいところがございまして、特定園に必ず入れるという要望はかなり難しい状況であるということで答弁いたしました。

次に、子ども・子育て会議についてということですが、こちらは、現在、子ども・子育て新制度の開始に備えまして、子ども・子育て会議を設置いたしまして、さまざま議論しているところでございますが、今後はこの中での議論をより一層活性化させるべきではないかというご質問でございました。これにつきましては、現在は来年度からの子ども・子育て新制度の開始に当たって必要な事項、特に子ども・子育て支援事業計画についてが中心となっておりますが、今後はその計画の進捗状況の管理などのほかにもさまざまな課題やテーマを設定して議論していきたいと答弁したところでございます。

それから、保育コンシェルジュについてということでございますが、来年度より、就学前の子育ての相談を受ける職員を子ども・教育部に配置いたしまして、保育コンシェルジュという形でさまざまな相談に応じていきたいと考えているところでございます。具体的な業務内容といたしましては、保育園の入所に関する相談から育児に関する相談まで、就学前児童全般に係るさまざまな悩みに対し、保護者に寄り添った形で対応していきたいと回答したところでございます。

最後に、保育の質の担保ということでございますが、こちらにつきましては、「保育の質」を担保していくため、現在では区立の園長経験者による「巡回指導」を行いまして、就学前プログラムの内容に沿った認可・認証保育所等での保育の実施がされているかどうか、そういったところについて指導やアドバイスを行っている」と答弁したところでございます。

また、園庭につきましても、園庭のない私立園につきましても、公立園の園庭の貸し出しや既存の区立公園等の利用により、できるだけ子どもたちが外で遊べるような環境をつくってきたいということで検討しているという答弁をいたしました。

最後に、特色ある教育活動についてということですが、こちらは現在、小学校、中学校、幼稚園、こども園で行っております特色ある教育活動について、保育園等においても同様の活動を行えないかということですが、保育園については、特色ある教育活動の対象とはなっておりませんが、それぞれの園の実態に応じて、特色ある教育活動の1つの趣旨でもございます地域とのつながりを大切に、地域人材を活用した取り組みを行っているということで、同趣旨の活動は、保育園等でも行っているという答弁をしたところでございます。

長くなりましたが、説明につきましては、以上でございます。

現在まだ定例会は続いております。予算特別委員会の分科会が、明日、明後日とございます。教育については、明後日に審議される予定でございます。それから、来週また予算特別委員会等ございますので、その内容につきましては、また改めてご報告させていただきたいと思っております。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問はいかがでしょうか。

どうぞ。

中川委員

5ページの授業中のトラブル対応の仕方についての中で、横浜中学校というのが出てくるのですが、ここの対応が優れているのですか。

指導課長

これは横浜国立大学附属中学校で、一般的には横浜中学校と呼ばれていません。

国のフューチャースクール事業というのがございまして、それに指定されておまして、研究をかなり深く進めている先進的な研究校ということで、こちらの小林たかや議員が視察に行ってきた学校でございます。

中川委員

そうですか。わかりました。

あと、もう1点。9ページの保育コンシェルジュですが、保育の質について、幼稚園や保育園は、園長経験者が巡回していますけど、この保育コンシェルジュには、どんな資格の人がなるのでしょうか。

子ども支援課長

特段、特別な資格は求めているのですが、なるべく保育の入園事務に当たっていた職員であるとか、そういう経験のある人を保育コンシェルジュに配置したいと思っています。

中川委員

ありがとうございます。

近藤委員長

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

特になければ、先へ進んでまいります。

次に、子育て対策担当課長より報告を願います。

子育て対策担当課長

それでは、教育委員会資料の「厚生労働省における事業所内保育所の整備について」というA4縦の資料をご覧くださいと思います。

それでは、資料のほう、まず、1番の目的でございます。

厚生労働省が自省の職員の子どもを対象にして、平成26年の12月1日に認

可外の事業所内保育所を開設しております。

この4月から、新制度が本格施行されるに当たりまして、本保育所の定員の一部を区民開放枠として設定していただくことによって、新制度の適用を受ける事業所内保育事業として認可する予定でございます。

こちらの経緯でございますが、今、国で打ち出しております女性の活力活用の一事業として、国官庁が新制度に先立ち、省内に保育所を設置するというので、厚生労働省のほうで平成26年6月から運営事業者の公募を行っております。1回目の公募では、どこからも手が挙がらず、2回目の公募の結果、区内でも認証保育所として実績のあるアルファコーポレーション、千代田区ですと、霞が関や丸の内あたりにキッズスクエアという保育所をやっているんですが、そちらの事業者が、1社だけ参加しまして、それが選定されまして、12月から運営を開始しているというところでございます。

今後のスケジュールでございます、(1)の工事自体はもう、11月に竣工を終えて、12月から保育事業を開始しているというところでございます。

今後の平成27年3月初旬でございますが、区のほうに認可の申請をいただきます。中旬には、認可申請に基づきまして、書類の審査、実地調査をして適合した場合に認可をします。また、新制度における地域型保育という給付を受けるために、区へ給付確認申請という2通りの申請を行っていただきまして、その後、4月1日から新規認可事業として開始し、給付という形の補助を出していくという流れでございます。

それでは、裏面をご覧ください。

5番の施設概要ということで、施設名、厚生労働省5号館保育室という、正式名称でございます。愛称としては、「ふくろう」という名前でございます。福祉と労働ということで「ふくろう」というそうです。

所在地ですが、霞が関1-2-2、中央合同庁舎第5号館2階でございます。

構造は省略させていただきます、(4)の開所時間です。午前7時半から午後6時半が基本となりまして、延長保育時間は午後9時までということでございます。

(5)の予定定員ですが、19名で、0歳児6名、1歳児6名、2歳児が7名ということで、区民の、先ほど申し上げた利用枠でございますが、0歳児は1名、1歳児と2歳児につきましては各2名ということで、計5人の枠をいただくこととなります。こちらの区民利用枠の開始ですが、4月1日ということでございます。

5番の所要経費でございますが、こちらも既存の施設でございますので、開設経費は発生せず、今後4月からは、区民の方が入っている部分につきましての運営費補助を出していくと、給付費として出していくという形になります。

説明は以上です。

ありがとうございます。

近藤委員長

ご質問ございますか。よろしいですか。
(なし)

近藤委員長

特にないようです。

先へ進んでまいります。

次に、指導課長より報告を願います。

指導課長

指導課の報告事項として2点ございますが、まず、1点目、千代田区中等教育の在り方検討会報告書(案)について、お手元の資料、左ステープラー2点どめの資料に基づき、ご説明を申し上げます。

まず、1枚おめくりいただきますと、目次があります。章の作りとしましては、全部で5章立てになってございます。

まず、1章目、検討の概要でございますけれども、平成14年度に「千代田区の中高等教育将来像」を策定してから10年が過ぎましたので、これまでの10年間の成果と課題を検証することを目的として、この検討委員会が立ち上がりました。また、成果検証とともに、今後の千代田区の中高等教育の在り方について方向性をまとめたものでございます。

第2章につきましては、検討期間と検討事項ということで、検討期間は平成25年度、平成26年度の2年間で計10回です。既に9回実施しまして、あと3月に1回の計10回となっております。

主な検討事項といたしましては、先ほどご説明申し上げました中高等教育将来像の成果と課題、2点目が、小学校6年生のアンケートの実施及び分析、そして3点目が、今後の千代田区の施策です。

3章といたしましては、中高等教育将来像の成果と課題についての検討をまとめたものでございます。このまとめを行うときには、3つの柱、①中等教育学校設立の効果等について、②2校の区立中学校の取組の成果と課題、③現行各種制度についての3つの柱を中心に検討を行いました。

まず、成果でございますけれども、1つ目には、区立小学校から区立の中学校と中等教育学校を合わせて、区立学校への進学率が46%から約52%と、約6ポイント上昇したというものが、1つ挙げられると思います。

2点目は、中等教育学校のキャリア教育の充実ということについて触れているのですが、一定の成果があったということを縷々書いております。

1枚おめくりいただき2ページ目をご覧ください。

麴町中学校においては、国際教育推進校として特色立てしてきたわけですが、外国人講師を活用した英会話講座だとか、あるいは日本の文化を尊重する文化講座だとかを実践をしながら、国際教育の充実に努めてきたと。

神田一橋中学校は、情報教育推進校として、ICT機器を活用して授業改善等に取り組んできたということ。

5点目が、学校選択制の導入のことについて触れてございますけれども、導入により学校が活性化したということと、あと、区立中学校、中等教育学校についての情報公開が積極的になってきたという成果が挙げられておりま

す。

一方、課題といたしましては、中等教育学校につきましては、私立中高一貫校だけではなく、都立もその後から設立されてきましたので、それらと比較、注目されながら、教育内容や生徒に合致した進路指導の充実がさらに求められているということが課題として挙げられました。

また、2校の区立中学校につきましては、生徒数のことに触れられておられて、1学年当たり4学級、学校全体として12学級が適正規模として示されたわけですが、12学級が維持できていない状況にあるということが出されております。

また、学校選択制につきましては、一定の生徒数を維持するために制度の見直しをしたほうがいいのかという意見があったり、あるいは継続すべきであるという賛否両論が出ておりました。

その他の課題としては、区域外就学についても検証し、一定程度の生徒数を確保できるようにすべきではないかというようなご意見が出されました。

続きまして、4章ですけれども、小学生の意識調査の結果でございます。

3ページをご覧くださいますと、まず1つ目の調査の結果、依然として私立・国立中学校への進学を望む児童の割合が多いということが、また改めてはつきりしました。

2点目としまして、希望している中学校へ「通いたい理由」を見てみますと、第一には「学校の雰囲気」、第二としては「学校行事や部活動」が挙げられてございました。また、区立中学校における学力向上の取り組みについても求められているところもありまして、一層充実する必要があるというご意見も出ておりました。

3点目といたしましては、「いじめの心配がないから」ということを、公立中学校進学希望者が17.1%挙げているということで、私立中学校希望者の3.8%と比べ高い結果となっていたということは、区立の中学校・中等教育学校はいじめが多くないと認識していただいているというものでございます。また、「どのような学校に通いたいか」という質問に対しては、公立中学校、区立の中学校希望者の41%が、「基礎的な学習を丁寧に教えてくれる学校」ということで、それぞれの学校が、1人1人、個に応じた指導を丁寧にやっている成果ではないのかと思っています。

第5章の今後の千代田区の施策では、これからどうやっていくのかということが論ぜられております。

10ページをご覧くださいませでしょうか。

10ページの資料1、A4横版でございます。こちらを見ながら説明を聞いていただいたほうがわかりやすいと思います。

下段の大きな四角囲みの中を説明いたします。

まず、1点目、左のほうですけれども、学力向上への取組という観点で考えてみました。

まず、1点目は、宿泊行事等の検討でございます。こちらは、勉強合宿だ

とか英語合宿、学び方習得合宿、セミナー形式だとか、リーダー養成研修等の新設を検討してはどうかというようなご意見がございました。また、現在の宿泊行事を見直し、それぞれの成果、効果等を検証しながら、宿泊行事を、今あるものを見直しをしながら、精選していく必要があるというようなご意見が出ました。

2点目の放課後等の学習機会の充実についてですけれども、先ほど申し上げましたように、宿泊行事のみならず、学校行事の見直しや土曜日の活用等により、授業時数を確保するとともに、放課後などの教育課程外の学習機会を設け、外部機関や人材を活用した課外ゼミの拡充を行い、学習機会を求める生徒が利用できるような環境づくりに取り組む必要があるだろうということでございます。

次に、2点目、魅力ある部活動への取組についてですけれども、こちらは2点ございます。

まず、1点目は、専門性のある指導者の招聘ということで、専門性の高い指導者を招聘し、適切な指導を受けることにより、取り組んでいる競技や楽器演奏等の技術向上が図られるだろうと。また、生徒の部活動への満足感や意欲の向上を図ることができるであろうということが議論されました。

また、2点目は、部活動の運営の在り方について検討がなされました。こちらは、教員にとって大きな負担ともなっていることから、民間の専門的知識や活力等を活用して、一部の部活動や休日の部活動を地域のスポーツクラブ等へ委託することについても検討してはどうかということが、まず1つあります。もう一方は、学校に配置される教員数だとか、あるいは生徒数が減ることによって、指導者が減ります。それで、学校の枠を超えた合同部活動の導入も検討してはどうかと。そうすることによって、生徒が希望する部活動に所属できる効果も期待できるのではないかというような議論がございました。

次に、3点目、特色ある教育の成果の共有及び充実については、3点議論されました。

まず、1点目は、国際教育の推進でございます。こちらは、ALT派遣の拡充や外国語の指導内容の充実を目的とした区費講師の活用などを推進してはどうかということが1つ。また、千代田区の特色を生かして、留学生や大使館等、外国から来た方々をゲストティーチャーとして招聘し、異文化に触れる機会を充実してはどうかと。次年度、英語検定の受験機会を、各学校でできるように、今のところ考えておりますので、3級取得を目標に、年1回学校会場として英検が受験できるようにしてはどうかというようなことが議論されています。また、海外交流研修、ウエストミンスターへの派遣人数も拡充してはどうかということが国際教育の推進の中では議論されました。

次に、情報教育の推進でございますけれども、こちらは、もう既にリプレイス等でICT機器を配備しているところですが、さらにICT機器

の整備に努めるとともに、効果的な活用を図るための教員研修等を充実させるべきではないだろうかというご意見が出ておりました。

3点目、キャリア教育の推進につきましては、先ほどのご説明とかぶるのですけれども、やはり千代田区の特色を生かして、区内企業等との連携を深めた学習の実施とキャリア教育の充実を図っていけばいかかというようにご提案されております。

次に、4点目、切磋琢磨できる環境づくりについてですけれども、こちら、2点ございます。

1点目が、弾力的な学級編制でございます。中学校1年生は、中1ギャップ対策として、35人として学級編制ができます。しかし、在籍数によっては、2学年進級時に学級数が減少する可能性がございます。安定した学校運営に支障が出てくることも想定されますので、本区独自の施策として、進級時に1学級40人に満たない場合においても、区費講師等を活用しながら、入学時の学級数を基本として、校長の意見を踏まえながら、弾力的な学級編制を行うことができるよう検討していくというご意見でございます。

2点目の区域外就学制度の活用につきましては、区域外就学の生徒から刺激を受けて、意欲が向上し、結果として区立中学校全体が活性化するのではないかとの意見も出されてございます。

次に、意欲の高い教師の確保ということで、2点ございます。

教員公募システムの活用については、現在東京都で行われております主任教諭、主幹教諭を対象とした教育システムがありますが、こちらを積極的に活用してはどうかというご意見でございました。

2点目は、学校運営協議会制度、いわゆる国が言うコミュニティスクールの活用です。こちらのコミュニティスクールは、地域の意向を反映し、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える国の仕組みとして、学校運営協議会制度がございます。その導入を検討してはどうかということです。このコミュニティスクールの制度の中には、公募システムがございますので、採用したい教員を公募により配置する、そういう副次的な制度を活用しながら、教員を確保してはどうかというご意見がございました。

次に、教師の指導力の一層の向上についてでございますけれども、こちらは3点ございます。

区立中学校と中等教育学校の研修体制の確立でございます。区立中学校同士の研修は、教育会という形であるのですけれども、なかなか中等教育学校との合同の研修ができていないというのが実態でございますので、合同で研修を行えるように検討してはどうかということでございます。

2点目の区費講師の研修の充実ですけれども、本区の特徴でありますように、さまざまな人材が区費の講師として授業に関わっています。しかし、そういう講師の指導力も高めていく必要があるということで、研修を充実させてはどうかというのが2点目でございます。

3点目、学習・生活支援員等、特別支援教育に関わる人材への研修システ

ムの確立ということです。平成28年度から情緒障害の特別支援教室の設置と、あるいは今後、特別支援教育へのニーズの高まりが一層予想されますので、そういう学習・生活支援員等の人材の育成をするための研修システムをしっかりと確立することが重要であろうというようなご意見でございます。

7個目ですけれども、義務教育全体を見通した連携ということで、2点ございます。

中学校授業体験・部活動体験ということでございます。これまでも一部の学校ではやっていたものではございますけれども、中学校の教室で授業を受けたりだとか、あるいは中学校の生徒と交流したりだとか、中学校への理解を深めるとともに、地元の区立中学校に親近感を持たせるための授業体験する機会を設けていってはどうかと。また、授業だけではなくて、部活動体験も取り入れると効果的であるということです。

2点目の区立小学校と区立中学校の計画的な交流につきましては、まだまだ、保幼小の連携は随分進んできてはいるのですけれども、小中連携というのがまだまだ十分でない現状があります。ですので、地区ごとに区立中学校を会場とした学校行事での交流等の実施を検討しながら、小中の計画的な交流をしてはどうかというご提案です。

最後に、8点目、区立中学校・中等教育学校の情報発信の強化ということで、3点ございます。

区立中学校・中等教育学校の説明会の充実ということで、これまでも学校説明会をしていたわけですが、一層充実させる必要があると。場合によっては、合同開催の学校説明会をしてはどうかという提言でございます。

2点目は、ホームページを活用した情報提供でございます。これまでも学校のホームページを開設しているわけですが、より一層充実をして、もっと学校が更新しやすいシステムを構築しながら、情報発信をしていったらどうかというようなことでございます。

3点目は、区立小学校での中学校紹介コーナーの設置でございます。小学校の施設内に区立中学校紹介コーナーを設置するだとか、あるいは中学校教員経験者等を小学校に派遣して、より具体的に中学校の紹介ができるような場を作ってはどうかというものでございます。また、多くの保護者が足を運ぶ連合作品展だとか、そういう会場に区立中学校の様子を視覚的に紹介する写真を張るだとか、コーナーを設置してはどうかというようなご意見が出ました。

以上が、今回の報告書の内容についてのご説明です。

こちら、3月2日に最後の検討委員会がございますので、そちらに案をお示ししながら、最終的な確定をしてまいりたいと思っております。

今回は、中等教育の在り方検討会報告書、一定の取りまとめができましたので、ご報告をいたしたところでございます。

以上です。

ありがとうございます。

近藤委員長

いかがでしょうか。ご質問はございますか。

教 育 長

この検討会は、まだ継続しております、これは、あくまでも現時点での検討会の報告案です。検討会自体の最終報告については、本日、中途過程でご報告させていただいたこの案をもとに、今後検討会内部で確定していただきます。その検討会の報告を受けて、それを教育委員会に正式にご報告するとともに、事務局でもこの検討会の報告を踏まえた今後の中等教育の将来的な施策の具体化について議論し、それを教育委員会にご提案させていただいて、ご意見を伺いつつ、可能なものから実現させていきたいと考えているところでございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。何かございますか。

どうぞ。

中 川 委 員

私は、「キャリア教育」という言葉に、どうしてもこだわってしまうのですが、官庁や何かでキャリアといえ、いろいろ政策決定をしたりとか、中心になる人物というのか、官庁だけでなく一般社会でも「あの人はキャリアだから」とかという言葉は言うんですけども、「キャリア教育」と文部科学省で言っているのは、ここに書いてあるのと少し違うんじゃないかなと思うんです。文部科学省のホームページなどでキャリア教育というのを見ると、やっぱり1人1人が一生を通じて充実した生活を送るための教育をこれから進めることが大事であるという、それが「キャリア教育」だということが出ているんですが、こういう書き方だと、いわゆるエリートを育てるのが「キャリア教育」みたいなことになってしまうのではないかと、そこがどうも、ずっとひっかかっているんです。

指 導 課 長

中川委員ご指摘の「キャリア」という言葉の持つイメージの違いというのは、確かにあると思うのですが、ここで論じているキャリア教育は、文科省で言っているキャリア教育と同じものという意味合いで使っております。中学生だとか、あるいは中等教育学校の生徒さんたちにとっては、これからの自分の望ましい職業観だとか、そういうものを育むために、いろんな企業を、あるいは職場を体験しながら、自分の生き方を考えたときに、どういった職業につくことで自分の人生を達成できるのか、自己実現できるのかという観点から事業展開されているものです。それを、これまで中等教育学校で先駆的にやっていたものがございます。そういったものを、さらに区立の中学校でもキャリア教育の推進という形で進めていってはどうかと。

千代田区は、官公庁だとか、あるいは有名企業の本社があるという特色がございまして、どうしてもそちらのキャリアというイメージに誘導されがちなんですけれども、決してそういうことではないので、これまでも職場体験で福祉領域に限ったところとか、あるいは来年度からは、それこそ神田の本屋さんだとか、商店だとか、そういったところにもこれからどんどん子どもたちの活動エリアが広がっていきますので、決してそのような意味合いで使っているものではなくて、いわゆる文部科学省が定義しているキャリア教

育、1人1人の生き方という意味合いで使っておりますので、勘違いしやすい言葉遣いなのですけれども、決してそういうことではないということをご理解いただけるとありがたいです。

中川委員 それであればいいのですが、これからどう変わってくるかわかりませんが、これが出た場合に、この書き方だと誤解される部分が出てくるんじゃないかと、私は少し配しています。

指導課長 いただいたご意見を、3月2日の検討会で、事務局のほうから、キャリア教育の推進のところについてはこんなご意見がありましたご紹介させていただいて、検討会の委員の皆さんからもご意見を頂戴したいと思います。

近藤委員長 そのほかはいかがでしょうか。
どうぞ。

古川委員 検討会の報告書を見せていただいて、今の区の中学校の現状や課題が整理されて、私も勉強させていただきました。

それで、内容については、この提言を受けて、先ほど教育長からもお話がありました、区のほうでも、良いことはどんどん取り入れていって、強化していってほしいと思っています。個人的には、部活動の強化や区内の公立中学校の情報発信の強化等、興味があります。

あと、小学生の中学校への進学についての意識調査の結果についてのところを読んでいましたら、「希望している中学校へ通いたい理由」についてと、次ページの、「通いたい学校」の理由が、一読だと混合されてしまい、わかりづらかったです。よく読んで、資料を見て確認できました。

あと、意識調査の結果の中で、区立中学校の進学希望者が、通いたい理由として挙げている項目の中で、「いじめの心配がないから」という理由の割合が高かったとありました。これは、私立中学の何%よりも、これだけ高かったということが記載されていますが、数字としてそうだったんでしょうけれども、この意識調査の設問のされ方が、希望する中学校に対して、そこに求めるものを3つ挙げよということでしたので、区立中学希望者と私立中学希望者だと、それぞれの中学校に求めるものが違うと思うので、私立中学に比べて高かったからよしと単純にとってはいけないかなと思いました。

ただ、区立中学希望者については、“いじめがないという意識”がある程度あるとことは良かったことで、引き続きここにあります取り組みを続けていってほしいなと思いました。

以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。
どうぞ。

中川委員 特別支援や何かの関係の記述が少ないような気がするのですが、特に具体的にということではなくてもいいんですけども、やっぱり今後はインクルーシブということがもっともっと大事になってくると思うので、そういう理念を持って学校を運営していくことも、どこかに入ってもいいんじゃないかと思っています。

近藤委員長

先ほど教育長からお話をいただいた3月2日がこの検討委員会の最終的な会合の日だということ、そこでは、最終的に決定と、文言まで決定ということではなくても、この報告書のほとんど大筋、最終的なものが大体決まって、その会合を受けた形で多分最終的な報告書ができ上がってくるのかなと考えます。

その検討会のときに、教育委員会に報告して、教育委員からこういう意見があったという形でお話しになるのか、そのあたりのニュアンスは難しい部分だと思いますけど、いずれにしろ、あくまでも検討委員会としての報告書であって、それが出た後、事務局として将来の方向性を、これを参考にしながら立てていくということですので、これに、変な言い方かもしれないけど、私どもが最終的に責任を持ってどうこうという、そういうレベルのものではないということですね。そこをご理解をいただければと思います。

先ほどキャリア教育のことでもありましたけれども、学校関係に携わった者として、これまで、10年、20年前は、義務段階の学校では、特に「キャリア教育」という言葉ではなくて、「進路指導」とか「進路学習」とか、非常に狭義の概念で、上級学校を決めるのにどうするか、もしくは中学校の場合であつたら、職業につくのに、どういう職業につくかという、そういう学校での指導であり、子どもたちの学習であつたのが、そういう狭義のものではなくて、義務段階、小学校からずっと中学校にかけて、さらには高等学校もそうですけれども、人としての生き方というんでしょうか、人としての生き方、みずからの進むべき方向性というものを、広く大きく学んでいこうということで、さまざまな職業体験というか、経験してみたり、先輩からさまざまな意見を聞いてみたりという、そういうのがキャリア教育なのかなと私は捉えているんです。

ですから、6ページ目ですか、この文章から感じるニュアンスというのは違うものだと思いますけれども、そのあたりをしっかりと踏まえておけば、何とか理解できる内容なのかなとも思いますね。

いずれにしろ3月2日の会合のとき、少しニュアンスが難しいのかもしれないですけど、いろいろ本日出た意見というものを、委員の方々に伝わるような方向でお話しいただければありがたいなと思います。

そのほか、皆さんから何か、よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

では、先へ進んでよろしいですか。

(了承)

指導課長

指導課の報告2件目、いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告、1月、例月の報告でございます。

いじめにつきましては、新たに発生し、報告はないのですが、中学校の1年生のところをご覧いただくとわかりますが、未解決4件だったものが、1月に3になりました。そのうちの1というのが、左隣りにありますように、転出がゼロだったものが1となっております。つまり未解決のまま

転出をされてしまったという案件でございます。それが1件です。

不登校者数につきましては、小学校はないのですけれども、中学校の1年生の女子が1件追加になりました。こちらの方は、前月までは29日程度だったものが、40日以上になってしまったというものでございます。ですので、合計数が3から4になっております。

ここで、転出等が、中学校1年生、1でございました。未解決のところのものが転出してしまったのですが、新たに中1の女の子がプラス1になりましたので、3から、マイナス1、プラス1で、3で変わりはありませんが、あえて3から3という表記をさせていただきました。

また、中学校2年生の男子生徒が1名、不登校者数として上がってまいりました。この生徒さんは、前月までは15日程度だったのですけれども、30日を超えてしまったというものでございます。ただ、この不登校生徒も、まだ解決には至っておりませんので、未解決のところは7から8になったというものでございます。

適応指導教室の利用者数につきましては、前月と変わりはありません。報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等はいかがでしょう。

古川委員

以前に伺ったことがあるかもしれませんが、不登校者の中で、そのお家の方と本人と連絡がとれていない、またはとりづらいという家庭はありますでしょうか、学校と。

指導課長

特段、家庭と連絡がとれないというようなところはございません。本人と直接話ができないというケースはあったにしても、家庭と、保護者と連絡がとれないというケースはございません。

古川委員

では、本人と話ができないという理由を、保護者と学校で共有されているのでしょうか。

指導課長

当然、学校の先生はまず本人と話をしようと試みます。ただ、本人がやはりどうしても話をしたくないというような状況があれば、保護者のほうも、無理やりには生徒と教員とが話をする場を設けるということはしません。ですので、保護者も当然ながらそういう状況については理解をしているというところでは。

近藤委員長

そのほかはいかがですか。

どうぞ。

教育長

今の古川委員のご心配は、川崎で中学校1年生が亡くなった事件に関連して、1カ月も学校に登校していないような事態の中で、こういう不幸な事件が起こってしまったというところを、ご心配されているのかなと思っています。

新聞記事を読むと、保護者に接触したり、あるいは子どもに連絡をとったり、家庭訪問したりということを当該学校でもしていたということが報道されていますけれども、私も千代田区でこういう事件が絶対起こってはならない

し、起こしてはならないとされていて、いじめとか問題のある不登校には区を挙げて対応していかなくてはならないと思っています。

学校任せにするのではなくて、教育委員会もそうですし、児童・家庭支援センターもそうですし、児相もそうですし、場合によっては、警察のアドバイスも、ケースによっては受けながら、不幸な事件が起こらないように対応していくことが本当に必要だと思っています。

ただ、一義的にこういう事例をつかんだり、初動で対応していく部分については、どうしても学校にお任せして、対応していただくざるを得ないところですので、今お話ししたようなことについては、校園長会等で、私のほうから改めてお伝えしていきたいと思っています。

古川委員
近藤委員長

よろしく願いいたします。

では、特になければ、先へ進んでまいります。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(3月5日号)掲載事項

近藤委員長

日程第4、その他に入ります。

子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、その他事項といたしまして、教育委員会の行事予定、それから広報千代田(3月5日号)の掲載事項を、本日資料をおつけしてございます。

内容については、例月のものがございますので、こちらをご覧くださいと思います。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ご質問等はございますか。

(なし)

近藤委員長

なければ先へ進みますが、課長さん方からほかに何か、緊急にございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

教育委員のほうからは何かございますか。

(なし)

近藤委員長

それでは、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。